

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び装備本部組織規則（昭和29年総理府令第39号）第16条の8第3項の規定に基づき、防衛医科大学校の副校長及び幹事の職務に関する訓令を次のように定める。

平成19年3月28日

防衛大臣 久間 章生

防衛医科大学校の副校長の職務に関する訓令

改正

平成28年3月31日省訓第34号

平成29年3月31日省訓第28号

令和3年3月31日省訓第18号

令和5年6月30日省訓第59号

次の各号に掲げる防衛医科大学校の副校長は、防衛医科大学校長の命を受け、防衛医科大学校長を助け、主として、それぞれ当該各号に定める事項を整理するものとする。

- (1) 事務官をもって充てる副校長 防衛医科大学校の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理すること並びに他の副校長が整理する事項以外の事項
- (2) 教官をもって充てる副校長 1人は、医学教育研修センター及び医学教育部に関する事項。他の1人は、病院に関する事項
- (3) 自衛官をもって充てる副校長 学生部及び防衛医学研究センターに関する事項

附 則

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（28年3月31日省訓第34号）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（29年3月31日省訓第28号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日省訓第18号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日省訓第59号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。